

首都圏等における緊急事態宣言の発出に伴う 市民の皆様、事業者の皆様へのお願い

首都圏での新型コロナウイルス感染者数の拡大により、1月7日、1都3県に対し、二度目の緊急事態宣言が発令されました。これに続き1月13日には7府県に対し緊急事態宣言が追加発令されるなど、全国的に緊迫した状況となっています。

また、山口県におきましても、感染者は増加傾向にあり、これに伴う入院者の増加に対応するため、医療提供体制の強化が図られたところです。

本市におきましても、12月15日以降11名の陽性者が出るなど、予断を許さない状況となっています。

このような状況の中、市民及び事業者の皆様には、感染拡大防止のために以下の取組みについてご理解とご協力をお願いいたします。

市民の皆様へ

- (1) 基本的な感染予防対策として、マスクの着用、手洗い・消毒、身体的距離の確保の徹底に加え、3密を回避する行動と国が示す「新しい生活様式」について、改めて日常生活の各場面において取り入れていただくようお願いいたします。また、感染リスクが高まる「5つの場面」にも留意され、会食等においては、大人数や長時間の会食を控えていただくようお願いいたします。
- (2) このたびの緊急事態宣言を踏まえ、受験などのやむを得ない場合を除き、緊急事態宣言の対象区域への移動の自粛及び対象区域からの来光の自粛をお願いいたします。やむを得ず移動された方については、2週間は体調管理に努めるとともに、体調がすぐれないときは外出せず休養してください。
- (3) 緊急事態宣言対象区域以外への移動は、移動先の感染拡大の状況や自治体が発する情報に留意して慎重に判断していただくとともに、移動される場合は万全の感染防止対策を講じてください。
- (4) 発熱や咳など感染を疑う症状が出た場合には、速やかにかかりつけ医または受診・相談センター（山口県専用ダイヤル#7700又は083-902-2510、光市健康増進課0833-74-3007）に電話で相談するなどし、医療機関を受診してください。

事業者の皆様へ

- (1) 業種ごとに示された感染拡大予防ガイドライン等を徹底するとともに、在宅勤務や透明間仕切り等の設置、混雑時の入店制限のほか、寒い環境においても換気や適度な保湿を保つなど、感染防止に努めていただくようお願いいたします。

願います。

- (2) 緊急事態宣言の対象区域への出張や対象区域から本市への来訪については、控えていただくよう願います。
- (3) やむを得ず対象区域への移動があった従業員等に対する健康管理の徹底をお願いします。

以上、市民の皆様、事業者の皆様お一人おひとりの感染防止への取組みが感染拡大防止につながります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

令和3年1月14日

光市長 市川 熙